平成２６年（再イ）第３９号
兵庫県西宮市五月ケ丘10番26―102号
再生債務者　西村　　章
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月28日まで
平成26年10月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２６年（再イ）第４２号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目７番１―702号
再生債務者　山田　幸太
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月28日まで
平成26年10月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第１号
神戸市西区伊川谷町有瀬585番地の１　710号
再生債務者　重松　清次
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月６日まで
平成26年10月６日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第１１号
兵庫県明石市野々上１丁目12番地の２
再生債務者　平岡　　昭
1　決議に付する再生計画案　平成26年９月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月６日まで
平成26年10月６日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第３２８号
東京都江戸川区一之江７―65―11―603
再生債務者　町田　克宏
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第７５号
愛知県東海市富木島町東長口87番地の17　ボヌール３―A
再生債務者　石井　太悟
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年10月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号
栃木県佐野市奈良渕町329番地18
再生債務者　池澤　　務
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月31日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月14日から平成26年11月25日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（再ロ）第１７号
横浜市青葉区恩田町1165番地243
再生債務者　山崎　　努
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月４日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月18日から平成26年11月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００３１号
千葉県千葉市美浜区高洲２―７―13―501
再生債務者　中谷　　稔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月20日まで
平成26年10月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第５号
北九州市八幡西区東王子町７番13―201号
再生債務者　吉川　哲朗
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月28日まで
平成26年10月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００１８号
東京都葛飾区青戸３―21―５
再生債務者　涌井　貴司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成26年10月３日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項の規定に基づき公告します。
平成26年10月16日
東京都千代田区神田佐久間町３―37
全国蒲鉾厚生年金基金
代表清算人　伊東　尚武

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成26年10月３日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条の規定に基づき公告します。
1．代表清算人氏名　伊東　尚武
2．代表清算人住所　千葉県柏市新富町２―11―９
平成26年10月16日
東京都千代田区神田佐久間町３―37
全国蒲鉾厚生年金基金

会社の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、こは同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（こ）http://www.ocenyc.co.jp/ir/
平成二十六年十月十六日
東京都港区赤坂九丁目七番一号
（甲）ヤフー株式会社
代表取締役　宮坂　学
東京都港区南青山二丁目一五番一四号　木坂ビル
（こ）オセニックス株式会社
代表取締役　柴田　健一